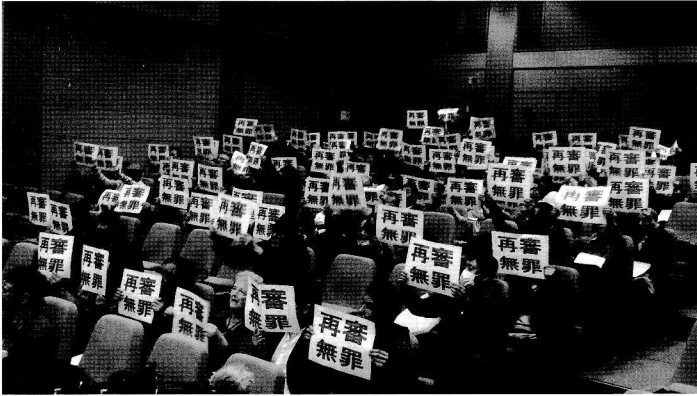




# STEP BY STEP

## 当会の活動も次のステージへ



2019年3月2日に結成された冤罪犠牲者の会の最初の仕事は日弁連会長に面会して、再審法改正の必要性を訴えることでした。残念ながら当時の日弁連からは熱意を感じるできませんでした。これは長い闘いになりそうだ、というのがその日の正直な感想でした。

それから5年、既に報道でご存知だと思いますが、今年3月11日、超党派の国会議員による『冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟』の設立総会が開かれ、発足しました。冤罪犠牲者の会はこれまでも「再審法

改正をめざす市民の会」などと連携して、何度も国会議員会館をまわり、国会議員アンケートを行い、院内集会を開催して再審法改正の必要性を訴えてきました。そして昨年、日弁連の中に生まれた再審法改正実現本部が与野党に働きかけてくれ、遂に再審法改正をめざす超党派の国会議員連盟ができました。私たちが目指してきた目標の実現に、大きく一步を踏み出したこととなります。

これからは私たちの会が国会議員へ働きかける必要はなくなります。当会の活動方針も大きく変えていく転換点に差し掛かったようです。設立当初に掲げた実現目標も書き替えるべき時期に来たのかもしれませんが、これからは冤罪に苦しむ当事者、冤罪に巻き込まれて途方に暮れている方たちに向き合い、支えていく活動がメインになっていきます。私たちは市民団体ですので、1つ1つの事件を支援していく（解決していく）ことはできませんが、ご相談に対して一生懸命に知恵を絞る、作戦を練ることで支えていく所存です。お困りごと、ご相談など遠慮なくお聞かせください。

新たに会員になった方から「発言の機会はないのか？」とメールをいただきました。当会主催のイベントや（関東だけでなく関西でも開催する）交流会で発言していただくことが可能ですが、日程が合わないことも多々あるかと思えます。会の活動方針や、方向性についてもご意見をお聞かせください。ホームページにあるメールアドレスにご意見をいただければ、必ず数日中にお返事いたします。今後も宜しくお願い致します。（事務局/なつし聡）

## 寄稿 『桜井さんを失って考えること』 山田悦子

私が桜井さんに初めてお会いしたのは、桜井さんが出獄し、それほど月日が経ってない頃でした。日弁連会館で行なわれた接見交通権に関するシンポの会場だったと記憶します。そこで桜井さんは、ご自身の事件のアピールされました。

それまで多くの冤罪者と接してきた私は、無実の人間にとって塗炭の苦しみである冤罪体験を、すかーっとした語り口で軽快に喋られている姿に、それまでなかった明るい冤罪者像を見たのです。桜井さんの話しぶりに私は、「この人は、理不尽な獄中生活を、自己研鑽（けんさん）を積む時間に変えられたのだ」と、感じました。その考えが間違っていなかった事を、後年、鹿児島弁護士会が開催した「取調べの可視化」集会（桜井さんも私も参加）の後の飲み会の席で言われた「デッチ上げられなかったら、どうしようもない人間で終わっていた。でっち上げは、俺をまともな人間にしてくれた」の言葉に、確認することになりました。その発言内容に、私は感動を覚えます。

周囲を明るくしながら先頭に立ち冤罪撲滅に邁進（まいしん）する行き行きて部隊長の、凛と

した桜井さんの姿は、冤罪を「暗」から「明」に転換し、新たな闘争スタイルを作り出しました。誰も真似のできない桜井さんの見事な闘争振りは、冤罪闘争史に大きな足跡を残しました。生命の終わりまでビビッドにアクティブな闘いをされた桜井さんに、同じ冤罪者である私は心から脱帽です。

戦後日本の冤罪作りは、日本国憲法の公布（昭和21年）と同時に始まりました（八丈島事件）。止まらない冤罪は、『冤罪自書』（燦燈出版）を2019年から毎年刊行するほどの冤罪大国日本を作り出しました。

戦後の日本の教育は、戦前は人権がなかったと国民に説いていますが、（明治41年から昭和20年に）残された記録によると明治憲法下では無罪率が、明治から大正15年までは無罪率が6.7%~3.6%ありました。そして昭和元年から昭和15年までは、3.9%~2.7%ありました。終戦までの4年間は、記録なし。戦後は、1%代に落ち込み昭和29年からは0%代になり、現在の有罪率99.9%の刑事司法を作り上げています。

フランス革命の人権宣言は、第9条で刑事司法の理念「推定無罪」を、人類史に上げました。「推定無罪」は、世界人権宣言（第11条）をはじめとして、市民的及び政治的権利に関する国際規約（14条2項）、海外諸国の憲法に明文されます。また、近代司法の原則は、「逮捕された被疑者は、逮捕した警察の手元に置かれるのではなく、警察とは別管轄の拘留所に置かれなければならない」にあります。このふたつは、近代刑事司法のグラウンドデザインになっています。

しかし、明治で近代法治国家となった日本は憲法に「推定無罪」を定めず、また、被疑者を逮捕した警察の手元に起訴するまで置き、近代司法に対する背徳の刑事司法運営を行っています。平成の司法改革においても、この背徳は、改められることはありませんでした。

この背徳は、裁判官の意識を、憲法第38条の「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科されない。」を考えないものにしてあります。自白ひとつあれば「真犯人しか知りえない秘密の暴露」という決まり文句を使って、平気で無実の人間を有罪にし、時には死刑にまでし、自白を証拠の王座に押し上げています。検察官は、無実の人間が苦闘の末に勝ち取った無罪判決に対し、控訴する権利を持っています。検察官が有罪を求めるストーカー行為を諦めない限り、無実の人間は、有罪の危険にさらされ続けなくてはなりません。無罪判決は、無実の人間が社会で生きていくために必要な人権保障です。また、社会的パスポートです。無実の人間がやっとの思いで取得した国民権利を、日本の検察官は、否定できる権利を持っています。日本の刑事司法のグランドデザインは「推定有罪」に設定されています。この刑事司法の素顔を隠すお化粧を、「主権の存する日本国民は、人権尊重の平和憲法に守られている」とする教育説示で行なっています。

法治国家日本の教育は、戦前は「神の国教育」を行ない、戦後は「人権尊重の日本国憲法」という言葉を使い、日本が人権国家であるとの刷り込みを日本国民に凶っています。冤罪は、冤罪者を、戦後の刷り込み教育のマインドコントロールから目覚めさせました。

桜井さんが、「姉御、冤罪犠牲者の会を発足させるから協力して欲しい」と、年下の私に手紙をよこしたのは2019年でした。あれから4年の歳月が流れました。冤罪犠牲者の会は桜井さんの精力的な闘いを無駄にしないためにも、冤罪という体験を強い味方にして、国家権力を保持する者に恐れることなく、「推定有罪」の日本の刑事司法を資する根源的提言を行ない、「推定無罪」への脱却を凶らねばなりません。

そのためには、「こんな司法はまっぴら御免なすって！」の精神で、メリメの小説「カルメン」のように、しなやかでたくましい知力でもって心をひとつにして、心暖かに、冤罪撲滅闘争（日本の無人権証明闘争）を展開しようではありませんか！ 法の精神は、人間の暖かな心が生み出した、法の暖かな心なのですから。

2023年11月25日 山田悦子（冤罪甲山事件・元被告人）

## 山田悦子さんのプロフィールに代えて

1年半ほど前にあるオンラインイベントで甲山事件の冤罪犠牲者である山田悦子さんのお話を聞きました。甲山事件は通常審だけで25年を要した複雑で気の遠くなるような経過をたどりました。(1999年11月 無罪確定)

山田さんのお話は冤罪の実態と本質に迫るもので心に残りました。その山田さんが実は当会会員だと知ったのは名簿の整理をしていた時でした。共著や雑誌の連載も多く、なんとか寄稿いただけないかと手紙でお願いをしたところ、快くお引き受けいただき今号の掲載となりました。(事務局/野島美香)

## ■『遺体は誰？ 折山事件』ただいま、クラウドファンディング実施中！

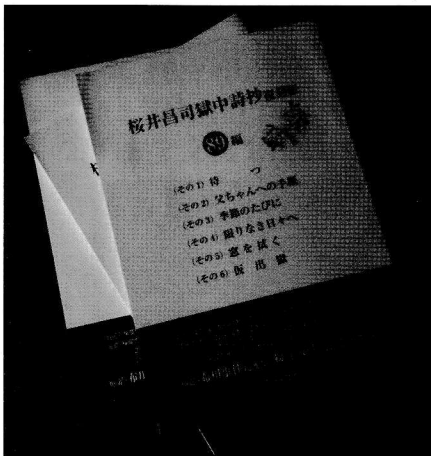
そもそも殺人事件があったかどうか疑わしい。しかし検察官による「折山は私の前で泣きながら自白しました」という「嘘」の証言が証拠として採用されてしまいました。「伝聞」が証拠になってしまったのは日本の裁判史上で唯一の事例だそうです。その結果、折山敏夫さんは23年の獄中生活を強いられました。

折山敏夫さんの無罪を信じる弁護団と支援団体が折山さんの無実を証明するための動画制作、復顔などを実施するためのクラウドファンディングをreadyforで行っています。クラウドファンディングの実施期間は5月16日23時まで。是非、宜しくお願い致します。

<https://readyfor.jp/projects/83650>



## 今月もオススメ ■ 『桜井昌司獄中詩抄』復刻版



桜井昌司さんが獄中でしたためた詩を収めた『壁のうた』は残念ながら在庫切れとなってしまいました。しかし、この詩集を読みたい！という方が後を絶たず。そこで、89編を選んだ『桜井昌司獄中詩抄』復刻版が発売されました！

気になるお値段ですが、1冊のみの発送はしておりませんが、1冊なら送料込み1000円。2～9冊の場合は1冊700円(送料込)。10冊以上ご注文の場合は、1冊500円プラス送料1000円です。

お申し込み方法はメールの場合は、[info@enzai.org](mailto:info@enzai.org)まで。お電話の場合は、090-6474-4705(中澤)へ宜しくお願い致します。

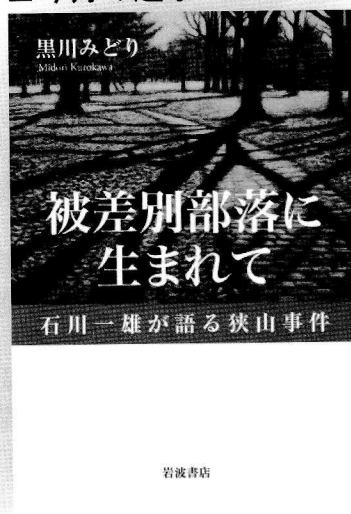
## ■全国に広がる再審法改正の意見書採択

皆さんのお住まいの地域の議会では再審法改正の意見書は採択されていますか？今年1月末の時点で意見書が採択された自治体は209。冒頭にも書きましたように、国会では再審法改正をめざす議員連盟が誕生しました。しかし衆院選も近づいています。議員連盟が動き出すにはもう少し時間がかかるかもしれません。その動きを加速するためにも、地方議会から再審法改正の必要性を訴える意見書の採択運動が広がっています。

意見書採択には、各地の弁護士会や国民救援会、再審法改正をめざす市民の会や当会の有志も活発に動いています。昨年12月26日に採択された西東京市では、無所属の市議が他の議員の説得や、誰からも異論が出ないような意見書の文案を作成するなど、熱心に動いてくれた結果、全会一致での採択となりました。「再審法については、冤罪被害者救出の最終手段であるにも関わらず、昭和24年に現行の刑事訴訟法が施行されて以来、70年以上にわたって一度も改正がなされておらず、様々な課題が生じている」として、証拠開示、検察官の不服申立ての在り方などについて早急な検討を求めています。皆さんの街でも是非！ 西東京市の意見書→



■ 今月の超オススメ！ ■



新刊『被差別部落に生まれて —石川一雄が語る狭山事件—』  
黒川みどり著

岩波書店 定価2,750円

狭山事件本は数多くありますが、冤罪犠牲者の石川一雄さんが主体となる初の書籍です。

<内容>戦後を代表する冤罪事件「狭山事件」。被差別部落に生まれた、ただそれだけの理由で石川一雄は殺人犯として逮捕された。貧困ゆえの無学に苦しんだ生い立ち、30年に及ぶ獄中生活と部落問題への眼ざめ、仮釈放後も続く無罪を勝ち取るための闘い——その半生を辿りながら、部落差別が冤罪を生み出したことを明らかにする。

<海渡雄一弁護士の推薦文>黒川みどり氏による本書を読みました。素晴らしい本です。私は狭山事件については、ある程度

知っているつもりでした。万年筆問題や脅迫文の筆跡鑑定など数々の捜査の不可解な点があることも聞き知っていました。しかし、この本を読んで、実は何も知らなかったに等しいと思いました。なにより、石川さんが、どのようにして文字を獲得し、社会的な意識を深めて語ることができるようになっていったのかを知ることができました。

■■ 冤罪犠牲者の会は当会の主旨に賛同していただける仲間を集めています！ ■■

「冤罪犠牲者の会」が結成されたのが2019年3月2日。お陰様で少しずつ会員が増え、現在、250名を超えました。冤罪に巻き込まれてしまい、闘っている人、再審を目指している人、無罪を勝ち取った人が約50名、獄中で無実を叫んでいる人が約25名、近親者・支援者が約175名で構成されています。冤罪撲滅に力を貸してくださる方を募集中です。冤罪に関心をお持ちの方がお近くにいらっしゃったら是非、声をかけてあげてください。

年会費：個人会員（正会員）2000円 賛助会員1口1000円

「冤罪犠牲者の会」の口座

◎現金払込・ゆうちょ間送金の場合

記号番号 00150-7-515181

口座名称 冤罪犠牲者の会

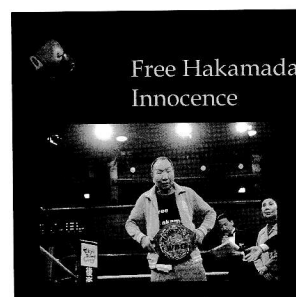
◎他行からの送金の場合

金融機関 ゆうちょ銀行（金融機関コード 9900）

支店 ○一八店（ゼロイチハチ店）店番 018

預金種目 普通 口座番号 9884160

口座名義 エンザイギセイシヤノカイ



■ CD「Free Hakamada」発売中！

Amazonや全国のCDショップでご注文できます。売上は冤罪撲滅を目指す支援団体に寄付します。

◎PayPalでの振り込みは当会ホームページの「当会について」から「入会のお申込み」ページにある会費支払方法をご参照ください。

◎冤罪犠牲者の会事務局は常駐スタッフがおりません。複数の冤罪関連団体が桜井司法研究所を共有しています。お急ぎの場合は080-5182-3911（冤罪犠牲者事務局長：なつし聡）へお電話ください。個人の電話番号ですので、この点はご了承ください。

発行：冤罪犠牲者の会

〒160-0023東京都新宿区西新宿7-5-13 第3工新ビル201号室（桜井司法研究所内）

<https://enzai.org/> e-mail : [info@enzai.org](mailto:info@enzai.org)

発行責任者 なつし聡